

この春にお引っ越しをされる皆さんへ

粗大ごみの出し方

問 谷和原庁舎生活環境課 ☎ 58 - 2111 (内線 8133)

①電話予約して戸別に収集してもらう方法 (粗大ごみ収集券の購入・利用)

①予約日(収集日)を確認し、予約日に市の生活環境課へ電話予約をする

- ・予約日(収集日)は、お住まいの地区で決められています。
- ・粗大ごみ収集日前週の月～水曜日が目安で、祝日により、変更もあります。詳しくは、ごみ・資源物カレンダー、ホームページなどご確認ください。

■受付専用電話番号 ☎ 52 - 3152

※1回の収集日につき8時までです。

※収集は粗大ごみに限ります。

②粗大ごみ収集券を取扱店で購入する

粗大ごみ収集券は粗大ごみ1点につき1枚必要です(1枚:500円)。

※粗大ごみ収集券の取扱店は、市内のコンビニエンスストアなどです。詳細は生活環境課までお問い合わせください。

③収集日に粗大ごみを出す

収集券に氏名を記入の上、粗大ごみに添付し午前8時までに出示してください。

■ごみを出す場所

◎一戸建て住宅の方…家の出入り口付近(敷地内)に出示してください。ごみの集積所に粗大ごみを置かないでください。

◎アパート・マンションの方…備え付けられた集積場、または予約時に指定された場所へ出示してください。

■留意事項

※道路、歩道上は通行の妨げになりますので、粗大ごみを置かないでください。

※粗大ごみの収集は、市の委託業者が行います。

※本人の立会いは必要ありません。

※雨天でも収集を行います。

■注意事項…次の場合は粗大ごみを収集できません。

- ・粗大ごみに収集券が貼られていないもの
- ・粗大ごみ収集券に氏名の記載がないもの
- ・事前予約がないもの

春は引っ越しなどで大きなごみが出る季節です。家庭から出た粗大ごみの出し方は次の2つの方法があります。どちらか利用しやすい方法で処分をお願いします。

①市役所へ電話予約し、自宅などへ市の委託業者に収集に来てもらう方法

②市役所で許可を受けた後、個人で常総環境センター(守谷市)へ搬入する方法

それぞれの方法は、次のフローチャート図をご覧ください。

②個人で常総環境センターへ直接搬入する方法 (常総環境センターでの現金・有料処理)

①搬入するごみを車に積み、市の生活環境課へ

※生活環境課は谷和原庁舎です。

※認印をご持参ください。

②窓口で家庭廃棄物搬入許可申請書に必要事項を記入する

市の担当者が、搬入する粗大ごみなどの分別状況を確認し、許可証を発行します。

※市役所での受付は開庁日時のみとなります。

※ごみ・資源ごみの分別は「家庭ごみ分別の手引き」をご参照ください。

※市役所伊奈庁舎での手続きはできません。

③市発行の許可証を持って、常総環境センターへ

ご自身で粗大ごみなどを搬入してください。常総環境センターでは、現金払いの有料処理となります。

■常総環境センター

◎家庭系一般廃棄物 143円/10kgあたり+消費税

◎受付時間…午前9時～午後4時(土・日・祝日を除く)

◎所在地…守谷市野木崎 4605 番地 ☎ 0297 - 48 - 2314

敷金

Q

借りていたアパートから、引っ越すことになりました。契約時に預けた敷金は、返してもらえますか？(20代・学生)

A

賃料の未納や、借りていた部屋に特別な損害がなければ、敷金はすべて借主に返されます。しかし、借主の不注意や過失から生じたキズや汚れなどがあれば、修繕費を負担しなければなりません。その場合は、敷金から差し引かれます。損害が大きければ、敷金に追加して請求される場合もあります。借りた物件は、年数が経つにつれて古くなり、普通に生活していても傷んでいきます。借主が、入居時の状態にまで戻す必要はありません。

部屋の状態をチェック!

ただし、明け渡し時の借主の負担について、契約時に特約を交わしている場合もありますので、契約書を確認してください。明け渡し時に立会いをし、請求額に納得がいかなければ、貸主とよく話し合います。

国土交通省のホームページ内に、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン Q&A」がありますので、参考にしてください。

困ったことがあれば、市消費生活センターにご相談ください。

消費生活センターイメージキャラクター「まみりん」



問 市消費生活センター
(谷和原庁舎1階) ☎ 25
3288